

『宝物集』注釈のための試解（二）-神功皇后説話・
長徳元年記事の考証-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学日本文学研究会 公開日: 2013-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山下, 哲郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14924

『宝物集』注釈のための試解(二)

—神功皇后説話・長徳元年記事の考証—

山下哲郎

前稿補訂

本誌第二十号において、『宝物集』の二万郷説話の考証をおこなった。それに関連して示した求不得苦の条の「顔淵ひさごつぶりをかけ、原憲あかぎをくろあふ」(九冊本(古典文庫第二五八冊)、一七七頁)の句につき、『直幹申文』の「瓢簞屢空、草滋顔淵之巷、藜藿深鎖、雨湿原憲之椽者也。」(『本朝文粹』卷六。この句は『和漢朗詠集』巻下、草にも引く。)の一句を基にしているとした(本誌第二十号、十八頁上段)が、その際、『本朝文粹』と『宝物集』の關係に留意すべきではないかと述べた。『宝物集』のこの句について、黒田彰氏は、朗詠注との関連を考慮すべきだと述べておられる。^{注2} 黒田氏は龍谷大学図書館蔵永済注の「原憲ト云シ人ハ、アマリニ貧ニシテ、夏ノ比ハ、藜藿ト云フ草ノミヲ取テ、食シケリ。藜藿トハ、アカサト云フ草也」の一節を引用されている。^{注3} 寛文十一年刊永済注には、「顔淵ハ一瓢、飲一簞ノ食テスキズ、陋巷トテイヤシキチマタニアレトモ其、染ヲ不レ改トイヘリ(中略)藜藿トハアカザト云草也。原憲モ才賢ク身貧シカリシ人也」とみえる。龍谷大学本以外の永済注系朗詠注諸本には原憲が「藜藿(アカザ)」を食したという記

事は載らないようであるが、私の提示した『本朝文粹』と『宝物集』との関連は考え直さねばならない。

ただ、この一節はさらに複雑な問題がある。『宝物集』の「顔淵ひさごつぶりをかけ」云々の直前に、「後漢書」には、孫晨まづしくして、冬の日わらをしく、など申して侍るめる」(九冊本、一七七頁)の句があるが、『後漢書』に孫晨のことは載らない。むしろ『蒙求』に「孫晨藁席・原憲桑樞」「顔回簞瓢・仲蔚蓬蒿」の題句があり、孫晨・原憲・顔回の名を列挙したこの『宝物集』の一節は、おそらく『蒙求』あるいはその注とも無縁ではないということである。^{注6} 『後漢書』の出典注記の不確かさも問題となる。しかし、『和漢朗詠集私注』に、「蒙求注曰」として、『蒙求』の注を引くので、朗詠注の伝播における錯誤とみなすことはできる。ともあれ、『宝物集』のこの一節は朗詠注を考慮しなければならない箇所であった。

注

注1 拙稿『『宝物集』注釈のための試解(一)——二万郷説の考証——』(明治大学日本文学、第20号、平成4年8月)

注2 黒田氏「注釈」(『説話の講座』3、『説話の場』唱導・注釈) 勉誠

社、平成5年)

注3 注2前掲論文。龍谷大学本永清注(室町後期写)の引用は、伊藤正義・

黒田彰氏編『和漢朗詠集古注釈集成』第三卷(大学堂書店、平成元年)によった。

注4 引用は『北村季吟古註釋集成』23、『和漢朗詠集註』上(新典社、昭和53年)によった。

注5 早川光三郎氏の御指摘(新釈漢文大系59『蒙求』下(明治書院、昭和48年)余説)がある。後述のように、『宝物集』の典出注記には問題が多

い。
注6 『蒙求』古注に依ったといわれる『蒙求和歌』第十に「孫農家マツシクテ冬ノ月ニフスマナカリケリ。萬一東アリケルヲ。クルレハフシ。アクレハカクソオケケリ。」(統群書類従第十五輯上)とあるが、『宝物集』に近い(『徒然草』十八段にも)このような一節がある。このような和文文化された「注」には留意する必要がある。

注7 「○蒙求注曰顔淵名、回賢人、孔子ノ弟、子家、貧、不遇、一簞ノ食、一瓢ノ飲、(中略)莊子曰原憲居、于魯國、環堵之室、蓬戸不、完、桑、以為、樞上、漏下、湿、坐、而絃、琴。」(天文古写下巻残存本。引用は山内潤三・木村茂・朽尾武氏編『和漢朗詠集私注』(新典社叢書10、昭和57年)によった)

○なお、前稿十三頁上段の「木下賢一氏」は「木下資一氏」の誤り。お詫びして訂正いたします。また、同じく十八頁下段、『源平盛衰記』の引文「郷字」は「御字」の誤り。

神功皇后説話私解

(十二門論の一、「道心をおこし、出家遁世して仏道を求むべし」)

〔本文〕(九冊本一九七〜一九八頁)

神功皇后の新羅國をうちとり給ひて、毎年二十艘のみつぎをすべきよし⁵の請文などめして、かへり給ひて後、新羅おもひかへして、みつぎせず成にければ、そのうち、代々の御門いぎどをりおぼしめして、せめんとしたまひけれとも、¹¹とげずして過ゆくほどに、皇極天皇、天智天皇の春宮にておはしましけるをぐしたてまつりて、¹⁵め給ふ也。¹⁶しかりといへども、本意をとげずして、鎮西にて崩じ給ひぬ。神功皇后のせめ給ひし時、安倍の氏をもて大將軍とせり。そのゆへに、安倍の氏の長者をめして、大嘗会のたびごとに吉志舞を仰らる、いまにたゆる事なし。そのたび、皇后ひそかに梶取をめして、²⁵はらみ給ひぬ。その子、いまの広田の明神なり。こまかには日本紀にいへり。

〔校異〕

1 〈九冊本〉「神功皇宮の」(久遠寺本・片活三卷本・元禄本)「神功皇后」
2 〈久遠寺本・片活三卷本・元禄本〉「討給て」
3 〈新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「年毎に」
4 〈最明寺本・新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「貢調」(久遠寺本)「貢調」
5 〈久遠寺本・新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「請文ナム(ン)ト」
6 〈片活三卷本・元禄本〉「カヘシ給ケル後」
7 〈最明寺本〉「おもひかへりて」(新出身延本)「思返」
8 〈最明寺本・新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「貢調せざりければ」(久遠寺本)「貢調セスナリニケルハ」
9 〈新出身延本〉「其後、御門」
10 〈久遠寺本〉「憤リヲホシテ」(最明寺本・新出身延本・片活三卷本・元禄本)なし。
11 〈新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「遂スシテノミ」
12 〈最明寺本〉「とけすしてすきゆく」(新出身延本)「遂スシテノミ過行給ニ」

〈片活三卷本・元禄本〉「遂ズシテノミ過行ニ」。13 〈最明寺本・片活三卷本・元禄本〉「おはしますを」〈新出身延本〉「ヲワセシヲ」。
 14 〈片活三卷本・元禄本〉「下シ奉リテ」。15 〈最明寺本・片活三卷本・元禄本〉「せめ給けり」。16 〈新出身延本〉「然共」〈片活三卷本・元禄本〉「サレトモ」。17 〈最明寺本・瑞光寺本・久遠寺本〉「鎮西にして」〈新出身延本〉なし。18 〈新出身延本〉「崩御ナリ給フ」〈片活三卷本・元禄本〉「崩御シ給ヌ」。19 〈片活三卷本・元禄本〉「責給ケル時」20 〈新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「安倍氏」。21 〈最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「將軍」。22 〈最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「安倍氏の長者」。23 〈最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三卷本・元禄本〉「たひに」。24 〈最明寺本〉「皇后」の二字なし。25 〈新出身延本〉「懐妊シ玉イヌ」。26 〈最明寺本〉「広田明神」〈片活三卷本〉「廣田ノ大明神」〈元禄本〉「廣田大明神」。27 〈新出身延本〉「有」〈片活三卷本・元禄本〉「見ヘタリ」。

この神功皇后説話は、前稿^{注1}で取り上げた二万郷説話に続くもので、二万郷説話にある「皇極天皇の新羅国攻め」の連想話として挙げられたものである。二万郷説話が、天下衰弊の本朝の例証話となつてゐるのに対し、本説話は天下衰弊の例証話としては機能していない。『宝物集』諸本では、二万郷説話の直後にこの神功皇后説話が続く形であるが、久遠寺本^{注2}には二つの説話を繋ぐ句として、「皇極天皇ノ新羅国ヲセメ給フコトハ」という独自の詞章がある。久遠寺本のように繋ぎの句が入る形になると、二つの説話の關係がより明瞭になる。また、二万郷説話には「この事、まことに清行卿のいけん

にあり」(九冊本)という出典注記があるが、本段の末尾にも、「こまかには日本紀にいへり」(同)という出典注記があり、二つの説話記事は形式上も対応した形で載せられている。また、本段の後に「二万の里人の事は遠国なれば不審も侍りなん」と、一連の説話を一応締結する句もあり(次節参照)、このような説話の纏め方は、第二種七卷本の編者自身の手になるものと考えられる。本段の構成を示すと次のようになる。

- (1) 神功皇后新羅征討。朝貢の請文。帰還。
- (2) 新羅朝貢滞る。
- (3) 代々の帝の征討の失敗。
- (4) 皇極天皇の出征。鎮西において皇極天皇崩御。
- (5) 神功皇后出征時、安倍氏を將軍に任ず。吉志舞の起源。
- (6) 神功皇后棍取を召す。懐妊。広田明神。

右の(1)〜(4)の部分は、(1)で神功皇后出征のことを述べるが、全体としては皇極天皇の新羅出征の話である。一方(5)は吉志舞の起源譚であり、神功皇后出征の関連説話ということになる。また(6)は同じく神功皇后出征に関連した広田明神の由来譚である。(5)(6)は神功皇后の新羅追討の物語を無作為に断片的に記したわけではなく、神功皇后説話に関して、吉志舞や広田明神の「起源・由来」を語った説話を配しているのである。前節の二万郷説話でも二万郷の「起源」が語られていた。二万郷説話と神功皇后説話には、皇極天皇の新羅攻めという連想の糸が繋がっているが、二つの説話を通して、地名・舞・広田明神の「起源・由来」を語る説話が並行して挙げられていると思われる。編者の意図的な配置であろう。

前稿^{注1}で述べたように、二万郷説話の典拠は出典注記通りに「意見

十二箇条」に求め得るが、本段の「こまかには日本紀にいへり」という出典注記は注意を要する。

『日本書紀』の記事と『宝物集』の記事を比較すると、(1)と(4)の皇極天皇の出征を中心とした部分は、『日本書紀』の当該記事とかなり対応するが、(5)(6)の神功皇后関連記事は『日本書紀』にはない部分がある。(5)では、神功皇后摂政前紀(仲哀天皇九年九月条)に「吾瓮海人鳥摩呂」を西海に偵察させた由がみえるが、吉志舞のこととはみえない。(6)の場合、神功皇后と広田明神の関係は『日本書紀』にも示されてはいるが、それは新羅征討の翌年の忍熊王らの反乱の際(『日本書紀』神功皇后摂政元年二月)のことであり、天照大神の荒魂を広田に祀れという天照大神の託宣注6においてである。総じて、『宝物集』の記事は現存『日本書紀』との対応関係は深くはなく、「日本紀」云々の注記も信憑性に欠ける。

神功皇后の密通については、『住吉大社神代記』等注7にみえるが、梶取のことは載らない。文献上に皇后と梶取の密通があらわれるのは、鎌倉期からである。石清水第三十八代別当田中宗清の手になる『宮寺縁事抄注8』には多くの縁起が集められている。『縁事抄』第一末所収の「石清水神社垂跡本地御体次第」の「広田」の項に注目すべき記事がある。

(裏書)

廣田 又号南宮
阿弥陀

此神者、神功皇后追討新羅國御時、密通梶取住吉大明神、懷妊所産広田之神給也、神功皇后為追討新羅、渡異國時、即得神教授礼之。(中略)十二月戊戌朔辛亥、生菅田天皇於筑紫、故時人号其産

処、曰宇美也、

(傍線筆者)

傍線部分は梶取が「住吉大明神」であるということを書すが、『宝物集』の所説と甚だ近い。この所説は、おそらく『住吉大社神代記』等の記事と同根で、広田神社に伝わったものと思われるが、そのような説が、鎌倉初期以前に石清水にも伝わっていたのである。このような所説は古今集注釈書にも散見する。『古今集註注9』(大江広貞注。為相注とも。)の序註五に以下のような記事がある。

新羅をせめ給し時、梶取住吉明神に忍ひてかよひ給けり。そのゝち、廣田明神注10うめり。

この記事では神功皇后が梶取(住吉)に「通った」ことになっているが、やはり『宝物集』に近似の所説である。『宝物集』は石清水の縁起類に拠ったのではなく、むしろ古今注のごとき和歌注釈書の類に拠っていると思われ注10る。

吉志舞の起源について、『宝物集』は神功皇后の出征の際に、「安倍の氏の長者」を大將軍とし、その故に大嘗会の度に「安倍氏の長者」を召して吉志舞を仰せつけているとする。前述のように『日本書紀』神功皇后摂政前紀(仲哀天皇九年九月)には「吾瓮海人鳥摩呂」を召して海上を偵察させたという記事がみえており、一応「安倍の氏」に比定することができるが、『書紀』には吉志舞のことはみえない。

吉志舞は久米舞とともに大嘗会の豊明節会で奏され、安倍氏の担当であったことが、『北山抄』や『貞観儀式』にみえる。特に『北山

抄』の裏書には、重明親王の『吏部王記』を引き、吉志舞の起源が語られている。

吏部王記云、昔安倍氏先祖、含勅伐新羅有功、大嘗会日、報命、因奏此舞、故相伝、為大嘗会之舞、云々（第五裏書）

吉志舞は初め、吉志氏の氏族舞踊であった。楯などを持って舞う戦鬪的舞踊の国風の儀式舞楽であり、久米舞とともに原型は職業軍人団の舞踊であったとされる。『宝物集』の説話が『北山抄』裏書（あるいは『吏部王記』）に拠ったとは考えにくいが、吉志舞に関して、このような伝承が当時伝わっており、編者がそれを取り入れたのではないだろうか。

なお、第一種七卷本（元禄本）には、諸本に伝わらない独自の神功皇后説話が存する。

八幡官ノ御母神功皇后。異国退治ノ時。多クノ殺生ヲ為給ヒシ其罪障懺悔ノ為ニ。網人ノトレル魚ヲ買取テ。八月十五日放チ給フ。放生会ト申スハ是也。

（十二門論の第六、「業障ヲ懺悔シテ仏道ヲ成ベシ」）

第一種七卷本は『宝物集』の中では後出の混態本とされており、この説話も後に付加されたものと思われる。放生会の起源については、「宮寺縁事抄」「仏神事次第 放生会 前後事」所収の「託宣」に「養老四年（中略）大神託宣、吾此隼人多致都留報、毎年放生会仕留都、今伴放生会、興自宇佐宮、伝於石清水云々」とあり、『八幡

愚童訓』などにもこの託宣が緩用されている。放生会は宇佐より始まり、養老四年（七二〇）、大隅・日向の隼人の乱後、多くの人を殺した滅罪のために催されたのが最初とされる。放生会が神功皇后出征と関わる形で文献上にあらわれるのは、八幡縁起類では室町期からであるが、前掲の古今注の類においては、皇后の出征と放生会が結びついた叙述がみられる。『古今集註』（大江広貞注）に、「八月十五日は、彼新羅をせめ給ひし時、海底におほくの人をほろほし給へりし、その孝養の為に（中略）とりてはなつを放生会といふ也。」（序註五）とあるように、これも『宝物集』に近似の記事である。

『宝物集』の神功皇后説話は古今注との関連が深いのである。

なお、この神功皇后説話の考証については、近時別稿（『宝物集』神功皇后説話小攷「駒澤大学大学院国文学会論輯」第21号・平5年5月）において考察したことを基にしている。重複する部分が多いが、本稿が注釈稿の続稿であるため、敢えてそれを避けなかつた点をお断りしておく。本節の考証の詳細は別稿を参照されたい。

注

注1 拙稿『宝物集』注釈のための試解（一）——二万郷説話の考証——（『明治大学日本文学』第20号 平成4年8月）。なお、本稿における「本文」〔校異〕は前稿に準じており、参照した『宝物集』諸本についても同様であるが、一部瑞光寺本を参照した箇所があり、〔校異〕にそれを加えた。また、九冊本については、古典文庫の他に、福原昭五氏「九冊本 宝物集と索引」（近代文藝社、平成5年）をも参照した。

注2 久遠寺本の引用は小泉弘氏『古鈔本宝物集』（『貴重古典籍叢刊8』昭和48年 角川書店）によった。

注3 但し、この句の載る久遠寺本の下巻は、延徳三年（一四九一）に抜書を

行った日意の自筆ではなく、ほぼ同時代の別筆者の書写本とされたり、この繋ぎの句も日意書写の原本に存したか否かは定かではない。

注4 注1前掲拙稿。

注5 「於是、使^レ吾^レ瓮海人烏摩呂、出^レ於西海、令^レ察有^レ国耶。還曰、国不^レ見也。」(岩波日本古典文学大系『日本書紀』上による。以下同様)

注6 「皇后之船、直指^レ難破。于時、皇后之船、廻^レ於海中、以不^レ能^レ進。更還^レ務古水門而下之。於是、天照大神誨之曰、我之荒魂、不^レ可^レ近^レ皇后。当居^レ御心広田園。」

注7 「於是皇后與^レ大神有^レ密事。(俗曰^レ夫婦之密事通)」(住吉大社神代記)

注8 「宮寺縁事抄」の引用は、神道大系、神社篇七「石清水」に拠った。以下同様。

注9 『古今集註』の引用は、『古今集註 京都大学蔵』(京都大学国語国文学資料叢書48、昭和五十九年、臨川書店)に拠った。以下同様。

注10 『宝物集』には他にも大蛇退治説話など、古今注の類に散見するいわゆる中世日本紀的な叙述に近い所説が幾つか存する。拙稿『宝物集』神功皇后説話小攷(駒澤大学大学院国文学会論輯)21、平成5年5月)参照。

注11 『北山抄』の引用は、神道大系、朝儀祭祀編三『北山抄』所収の尊経閣文庫蔵本に拠った。

注12 林屋辰三郎氏『中世芸能史の研究』(昭和35年、岩波書店)等。

注13 元禄本の引用は、駒澤大学図書蔵本に拠った。

注14 大島薫氏『宝物集諸本の系統』元禄本について「(関西大学国文学)65 平成元年1月)

注15 『八幡愚童訓』(日本思想大系『寺社縁起』所収、『八幡愚童訓乙』)「放生会事」に「右大会のおこり、御託宣に、養老四九月、合戦の間多殺生をいたす。よろしく放生を修すべし」とありしによりて、国々所々に、網にかかりわなに取るゝ生類をゆるし、最勝王経を講説して神事を取行也。」とみえる。

注16 村山修一氏「八幡神の習合的成長(民衆宗教史叢書 第2巻『八幡信仰』昭和58年、雄山閣所収)。

注17 多田圭子氏「中世における神功皇后像の展開―縁起から『太平記』へ―」(『国文目録』31号、平成3年11月)、享禄四年(一五三一)の奥書をもつ『八幡大菩薩御縁起』や『金玉要集』『神明鏡』などに放生会の記事がみられる。

長徳元年記事私解

(十二門論の一、「道心をおこし、出家遁世して仏道を求むべし」)

〔本文〕(九冊本一九八二〇一頁)

1 二万の里人の事は、遠国なれば不審も侍りなん。長徳元年の事などうけたまはるこそ、あさましく侍れ。

4 関院左大将朝光 三月廿八日

小一条右大将濟時 四月廿三日

関白殿 四月七日

六条左大臣殿 重一

粟田右大臣殿

桃園中納言 保光 三人同 五月八日

5 この殿ばら、三月より五月まで、わづかに百日ばかりがうちに一同になどうせ給ひにけり。六月になりて、山の井の大納言道頼公、又うせ給ひぬ。ほどなく公卿七八人うせ給ひにけり。まして四位五位などのひとにもしられぬは、かぞへ申におよび侍らず。むかしもかく臣下一度にうせ給へる事なしとぞ日記の家の人々ものたまひける。されども、そのゆへに道心をおこしたりときこゆる人もなし。

たゞ人のわろくしてぬるぞ、我は千年万年あらんずるやうに思ひて、¹⁶つかさあきぬとて、はしりさはぐ人のみおほく侍りける。¹⁷生死無常のことはりは、たれもまかぬるまじき事にて侍る。¹⁸文選と申ふみには、なんぞおそきにはこりてはやくなるをうらむる、とは申たるぞかし。されば、²³心ある人をくれさぎだつ世の中を、よそにおもへるは侍らぬものを。²⁴

藤原為頼朝臣

313 世の中にあらましかばと思ふ人

なきが多くも成にけるかな

小大君

314 ²⁵あるはなくなきはかずそふ世の中に
あはれいつまであらんとすらん

賀茂成助

315 たれとてもとまりはつべき身ならねど
まづは先だつ人ぞかなしき

俊恵法師

316 ²⁷鳥辺山けふもけぶりののほりぬと
いひてながめし人もいつまで

藤原親盛

317 けふまではよそにのみきくはかなさの
いつ身の上にならんとすらん²⁸

(和歌の歌番号は古典文庫第258冊の九冊本のものである。)

〔校異〕 1 (一巻本)「不審も侍りなん」¹までなし。 2 (新出身延本)「侍ン。」 3 (一巻本)「アサマシクハムヘレ」(最明寺本)「あさ

ましくかなしく侍」(片活三巻本・元禄本)「浅猿ケレ」。 4 後掲別表参照。 5 (一巻本)「この殿はら」以下なし。 6 (片活三巻本・元禄本)「わづかに」の前に「数フレバ」の句あり。 7 (新出身延本)「二百日内」。 (片活三巻本・元禄本)「百日ガ内ニ」。 8 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三巻本・元禄本)「一日に三人など」。 9 (最明寺本)「山井大納言道頼クきみ」(片活三巻本・元禄本)「山ノ井ノ中納言道頼ノ君」(一巻本)「まして四位五位」以下異文。後掲本文参照。 10 (最明寺本)「又、としをい給へるさいしやうムせ給ひぬ」(久遠寺本)「又、ヲトナニテソヲハセシカト宰相ト聞ヘシ人失給ヌ。無程「公卿七八人失ニケリ」(片活三巻本・元禄本)なし。 11 (新出身延本)「申ニ及ハス」(片活三巻本・元禄本)「人モ知ヌハ数ヲシラス」。 12 (最明寺本)「なしとこそ、日記家人々もの給けれ」(久遠寺本)「無トソ日記ノ家ノ人々モ言ケレ」(新出身延本)「ナシトコソ、家ノ人トモ給ケレ」(片活三巻本・元禄本)「無トコソ日記ノ家ノ人ハ申サレケレ」。 13 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本)「それゆへに」。 14 (片活三巻本・元禄本)「聞ヌル」。 15 (片活三巻本)「たゞ」の後に「是等ヲ見聞テハ」句あり。(新出身延本)「只人死ヲ外カマシク思テ」。 16 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三巻本・元禄本)「つかさ」の前に「多くの」の句あり。 17 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三巻本・元禄本)「のみぞ」。 18 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三巻本・元禄本)「生死の無常は」。 19 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三巻本・元禄本)「侍ものを」。 20 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活三巻本・元禄本)「文選」の前に「されば」の句あり。 21 (片活三巻本・元禄本)「云」。 22 (最明寺本・久遠寺本・新出身延本・片活

〔校異〕 4 別表

五月八日 同三人ウセ給	一 卷 本 闕院大将朝光 三月	(九冊本) 闕院左大将朝光 三月廿八日	(最明寺本) 闕院左大将朝光	(久遠寺本) 藤 闕院左大将朝光	(新出身延本) 闕院左大将朝光 三月失給 藤原	(瑞光寺本) 闕院左大将朝光 三月廿八日	片活三卷本 闕院ノ左大将朝光	元 禄 本 闕院ノ左大将朝光
	小一条之大将 齊時 四月	小一条右大将 濟時 四月 廿三日	小一条右大将 濟時	藤 小一条右大将 濟時 四月廿三日	小一条右大臣 濟特 四月	小一条右大将 濟時 四月廿三日	小一条ノ右大将 濟時	小一条ノ右大将 濟時
	中関白道隆 四月	関白殿 四月七日		藤 関白殿通隆 四月七日	中関白道隆 四月	関白殿 四月七日		
	六条右大臣 重信	六条左大臣 殿重	六条左大臣 殿重	源 六条左大臣 殿重信 四五月	六条左大臣 重依	六条左大臣 殿重	六条ノ左大臣	六条ノ左大臣
粟田右大臣 道兼	粟田右大臣 殿△	粟田右大臣 殿道	藤 粟田右大臣 殿道兼	粟田右大臣 道兼	粟田右大臣 殿道かね	粟田ノ右大臣 道兼	粟田ノ右大臣 道兼	
桃園中納言 保光	桃園中納言 殿保光三人同 △五月八日	桃園中納言 殿保光	源 桃園中納言 保光 二八月同日	桃園中納言 保光	桃園中納言 保光 五月八日三人同	桃園ノ中納言 保光	桃園ノ中納言 保光	
同三人ウセ給				已上五月八日 同日三人失給				

※括弧のあるものは人名を本文から引き離して列挙する形。括弧のないものは本文中に人名が続けて述べられる形。

※順序は諸本により不同。対照のため人名の順をそろえた。

三巻本・元禄本」^{すまなか}「速なることを」。23〈新出身延本〉「心有ン人」。
 24〈片活三巻本・元禄本〉「ナキ物ヲ」。〈新出身延本〉「ヨソニ思侍
 ヌ物ヲ」。25〈九冊本・瑞光寺本〉「あるはなく」歌なし。26〈片活
 三巻本・元禄本〉「身ナラネハマツサキニ立人」。27〈片活三巻本・
 元禄本〉「鳥辺山」歌なし。28〈九冊本〉「あらんとすらん」。〈元禄
 本〉はこの歌の後、独自歌を二首加える。

〔校異〕9 〈一卷本〉本文

(前略) マシテ四位五位ナムトハ、カズエ申ニヲヨハス。ヒトニ
 シラレヌアヤシキヒトナムドハ、ヲシハカラヒ給ヘシ。ワツカニ
 百日ハカリホトニ、カク高人一度七八人ウセ給コト、昔ハムヘ
 ラサリケリトコソ、日記之家之人ニ侍ナレ。サレハ、ソノコロ、
 兼輔之中納言ヨミ侍歌ソカシ、

ヨノナカニアラマシカハトオモフヒト

ナキハラホクモナリニケルカナ

コレヲキ、テ、小太君、

アルワナクナキワカスソフヨノナカニ、

アワレイツマテアラムトスラム

サレトモ、ソレユヘ道心ヲコシタリトキコユルヒトモ侍々、タ、

ヒトノワロクテウスルソ、ワレハチトセアラムスルヤウニソ思、

アワレニ侍ケル。

長徳元年記事は、第二種七巻本系諸本(久遠寺本も含む)・新出
 身延本・片仮名古活字三巻本・元禄本の他、一卷本にもみられる。

一卷本のみ、前節の一連の説話(二万郷説話・神功皇后説話)が載

らず、「生死無常」の例証として、この長徳元年記事を挙げる。他の
 諸本は前々節の二万郷説話が「天下衰弊」の例証話となっており、
 「遠国」の説話に対し、「近き」都における証話を挙げる形を取る。
 しかし、この長徳元年記事は「生死無常のことほり」の例証話とし
 てこそふさわしい内容であり、本節も説話の例証機能が弱まってい
 る箇所であるといえる。

この長徳元年(九九五)は『大鏡』に「大疫癘の年」(第四)と記
 されるように疫病が流行した。『日本紀略』^{註2)}長徳元年五月条には、
 「今年四五月疫癘殊盛^{註1)}、中納言已上薨^{註2)}者八人、至^{註3)}于七月^{註4)}頗
 散^{註5)}」とみえる。『宝物集』にはこの年に薨じた者として、〔校異〕
 4別表に示した朝光・濟時・道隆・重信・道兼・保光と道頼の名が
 挙げられている。片仮名古活字三巻本・元禄本を除く諸本はそれぞ
 れ日付を記すが、第二種七巻本系は最明寺本を除き、ほぼ一致して
 いる。しかし、朝光と道隆の日付は史実に合わない。また諸本で人
 名の表記が完全なもの、一卷本・久遠寺本・片仮名古活字三巻本
 ・元禄本のみで、いわゆる第二種七巻本系の諸本は人名表記が不揃
 いである。人名を挙げる順序も諸本により不同であり、最明寺本・
 片仮名古活字三巻本・元禄本では道隆の名を記さない。諸本で大き
 く混乱がみられる箇所である。

この長徳元年記事は、周知のように『大鏡』『栄花物語』にみられ
 る。尾崎勇氏は一卷本が総じて『栄花物語』に拠っており、一卷本
 は九冊本の作者とは別の人物の手になるとされたが、この長徳元年
 記事に関してはむしろ『大鏡』の方が『宝物集』諸本に近いと思わ
 れる。『大鏡』^{註5)}道長伝の記事は以下のようなものである。

まづは大臣・公卿多く亡せたまへりしに、まして四位・五位の
ほどは、数や知りし。まづその年亡せたまへる殿原の御数、
閑院の大納言、三月二十八日。中関白殿、四月十日。これは世の
疫にはおはしませんが、ただ同じ折の差し合はせたりし事なり。

小一条左大将濟時卿は、四月二十三日。六条左大臣殿、

粟田右大臣殿、桃園中納言保光卿、この三人は五月八日一度に亡
せたまふ。山井の大納言殿、六月十一日ぞかし。またあらじ。上
りての世にも、斯く大臣・公卿七八人、二三月の中に擡ぎ払ひた
まふ事、希有なりしわざなり。
(傍線筆者)

引用部分の並線部の登場人物は全て『宝物集』に一致し、傍線部
の叙述も『宝物集』にきわめて近似する。朝光の薨じた日が『宝
物集』と一致している点が特に注目される。二書の日付はともに史実
に合わないのである。『栄花物語』では、朝光の薨日は「三月廿日」
となっており、史実に合致している。しかし道隆の薨日が『宝物
集』では「四月七日」となっており、合わず、また一巻本は月のみ
を記すので影響関係が不明な点もあるが、総じて『宝物集』の長徳
元年記事は『大鏡』道長伝を直接の典拠としているとすべきであろ
う。「日記の家の人々」は不明であるが、典拠を臚化させる虚構の可
能性も考えられる。

『文選』の引文は、『文選』卷十六、志、哀傷における陸士衡の
「歎逝賦一首^{并序}」に拠っている（「何矜^ほ晩^は以^を怨^む早^し」）。『宝物集』
には『文選』の出典注記がもう一箇所ある。人間八苦の死苦の条
（九冊本一一五頁）に「されば、文撰と申文には」として「水滔々
日度 人冉冉行暮 何世弗絶新 世何人能赦」という一節を挙げて

いる。実はこれも「歎逝賦」からの引用である（「水滔滔而日度。世
間人而為世、人冉冉而行暮。人何世弗新、世何人能赦故。」。「歎
逝賦」は『十訓抄』第九一七にも引かれている）。

和歌五首の引用は、小泉弘氏の言われた「五首一^群」の証歌であ
る。これらの和歌は「生死無常のことほり」の例証として引かれて
いるようである。313番歌は『拾遺抄』卷十雜下571番歌（『新編国歌大
観』の歌番号。以下同様）であるが、『為頼集』（25番歌）・『後十
五番歌合』（三番右、5番歌）・『公任集』（219番歌）・『和漢朗詠
集』卷下、懷旧（750番歌）・『玄々集』（61番歌）・『和歌色葉』上
・『撰集抄』卷八一〇（公任の作）にも出る。『拾遺集』では、卷
二十哀傷299番歌である。これは公任との贈答になっているが、『宝
物集』一巻本では「兼輔之中納言」の歌になっており、314番歌の小
大君歌との組み合わせの贈答になっている。（一巻本は313・314番歌
のみを挙げる。）これは『為頼集』『栄花物語』（卷四「みはてぬゆ
め」）『古本説話集』『世継物語』が為頼と小大君の贈答の形になっ
ており、一巻本はこのような先行和歌説話に取材したためであるらし
い。また、314番歌は以上の他、『統詞歌集』卷十八雜下、920番歌（小
大君歌）・『小町集』81番歌・『後葉集』489番歌（小大君歌）・
『新時代不同歌合』二十番左117番歌（小大君歌）である。『新古今
集』卷八哀傷に小野小町の歌として載る（850番歌）。315番歌は『統詞
花集』卷十八雜下、909番歌である。作者は賀茂成保である。316番歌
は『新勅撰集』卷十八、雜三四番歌。『中古六歌仙』（206番歌）等
にも載る（下句はいずれも「いでてながめし人もいづらは」）。また317
番歌は、出典不明であり、『宝物集』諸本にのみみえる歌である。以
上の五首の他、元禄本は他に「故郷ノ庭ハ木葉ニ色替テカハラヌ松

ゾ緑ナリケル」（惟宗広言）「見過シ同浮世ノ夢ナレバ問ニツケラテゾ我モ悲キ」（平親宗）の二首を加える。

次稿の安元元年記事は、この節の記事と一連のものだが、次稿に譲る。

注

注1 一巻本の引用は、小泉弘氏「宮内庁書陵部蔵『宝物集』翻刻」（国学院女子短期大学紀要）6、昭和63年3月）により、古典保存会の複製本（昭和4年）を参照した。

注2 『日本紀略』の引用は『新訂増補国史大系』第十一巻（昭和40年 吉川弘文館）によった。送りがなは私に付した。

注3 朝光は三月二十日に、道隆は四月十日に薨じたとされる（『公卿補任』『日本紀略』『栄花物語』等）。

注4 尾崎氏（『宝物集』一巻本の一考察—栄花物語との比較を中心にして—）（『防衛大学紀要』28輯、昭和49年3月）。

注5 『大鏡』の引用は、新潮日本古典集成によった。

注6 『文選』の引用は全釈漢文大系『文選』（文章編）二（昭和49年 集英社）によった。なお、出典の探索に際し、森晴彦氏の御教示を得た。

注7 小泉氏「古鈔本『宝物集』研究篇」（『貴重古典籍叢刊』8）昭和48年 角川書店。

注8 例えば『栄花物語』（巻四「みはてぬゆめ」）に、「世中のあはれにはかなきことを撰津守為頼朝臣といふ人「世中にあらましかばと思ふ人なきは多くもなりけるかな。」これをきよめて春宮の女蔵人小大君、返、あるはなくなきは数そふ世中にあはれいつまでもあるんとすらん。」とぞ。（岩波日本古典文学大系本上巻）とある。『古本説話集』上・『世継物語』も近似の詞章であるが、『栄花物語』以外の書に所収の小大君歌は歌句に異文がみられる（あはれいつまでふべき我身ぞ、『古本説話集』）「哀いつれの日まで歎かん」（『世継物語』）。「為頼集」（26番歌）は「あはれいつまでいきんとすらん」。しかし、一巻本は「為頼」の名が「兼輔」になっ

ており、直接これらの作品から取材したとは思われない。為頼は兼輔の孫であり、一巻本は人名を誤って記しているか。近時、黒田彰子氏は和歌を中心に、一巻本の『栄花物語』依拠について、「一巻本の拠った『栄花物語』は特定できず、正確な書承性を認めることは困難である（『宝物集』の和歌—上 出典をめぐって—」（『国語国文』第六十二巻第六号、平成5年6月）と述べておられる。

注9 「故郷ノ」歌は『千載集』巻五秋下376番に出る。「見過シ」歌は『玉葉集』巻十七（雑四）20番歌であるが、作者は「権中納言重家」となっている。ともに出典と目される歌集の歌とは弱干の句の異同がある。

（やました てつろう・本学博士前期課程修士）

本学政治経済学部兼任講師